

国際関連情報 Report from GPF

世界作成者フォーラム（GPF） （2014年3月11日）出席報告

パナソニック(株) 理事 経理グループ 経理渉外担当 やまだ ひろし 山田 浩史

1. はじめに

2014年3月11日に、ロンドンの国際会計基準審議会（IASB）において、世界作成者会議（GPF：Global Preparers Forum）が開催された。出席者はGPFメンバー11名、IASBの理事8名と各担当スタッフである。日本からは筆者が参加した。

本稿では、今回の会議で取り上げられた以下のテーマに関するメンバーからの主なコメントについて紹介する。

- マクロヘッジの論点整理
- 減損（金融商品）
- リース会計
- IFRS 解釈指針委員会のアップデート
- 適用後レビュー：IFRS 第3号「企業結合」
- ハイパー・インフレーション経済下の会計
- 概念フレームワーク

なお、今回は3月に米国財務会計基準審議会（FASB）との合同会議で方向性を決めようとしているリース会計の改訂についてIASBとGPFメンバーともに関心が強く、このテーマについては時間をかけて議論がなされた。

2. マクロヘッジの論点整理

IFRS 第9号及びIAS 第39号のヘッジ会計は銀行等で活用されている金利のダイナミック・リスク・マネジメントへの対応がなされていない。現行のヘッジ会計を適用する場合、ヘッジ対象とヘッジ手段の1対1の対応が求められるが、ダイナミック・リスク・マネジメントでは、資産・負債のネットベースのリスクに対して例えば金利スワップを使うことなどによってリスク・ヘッジがなされる。これに対応するための会計基準の開発をIASBはマクロヘッジのプロジェクトとして設立し、2014年第1四半期に論点整理を公表することを目指している。今回の会議では、参加者に対して、このプロジェクトに対する意見が求められた。

（主な意見）

- このプロジェクトは企業のヘッジを使ったダイナミック・リスク・マネジメントの実態を反映した会計処理を検討しており、歓迎する旨が複数の参加者から表明された。しかし、実際の適用は複雑で、この会計基準をどの範囲に適用するかによって、会計上の結果が異なる懸念も示された。この点について、銀行において広い範囲を対象としてポートフォリオ再評価アプローチが適用されると、事実上

の全面時価モデルになり、純損益の変動が大きくなる可能性があることが指摘された。

- 適用範囲について、銀行以外に、商品リスクや為替リスクに対してもダイナミック・リスク・マネジメントがあり、これらにも適用することできるという意見が出された。
- 日本の作成者からは保険会社も対象になるかという質問があった。これに対して、IASBのスタッフからは、現在開発中の保険会計では、負債に関する公正価値の変動はOCI（その他の包括利益）を通す方向で検討しており、マクロヘッジの会計において、対象の資産・負債に関する公正価値の変動をP/Lに計上する方向と整合性が取れていないという説明があった。

3. 減損（金融商品）

IFRSの金融商品の減損については2014年の第2四半期に予定されている基準の公表に向けて最終的な検討が行われているところである。今回の会議では、最終段階での検討のポイントが紹介され、参加者に意見が求められた。

（主な意見）

- 全体としては予想信用損失モデルの導入によって、減損がタイムリーに認識されることは評価するが、FASBとのコンバージェンスが達成できなかったことを残念に思うというコメントが複数の参加者から出された。これに関連して、欧州の作成者（金融機関）から、金融商品の減損について、IASBとFASBの2つのモデルがあれば、IFRSを適用していても、規制当局等がFASBのモデルを適用した場合の減損の情報を追加的に求めてくるのではないかと懸念する声があった。
- 北米の作成者（金融機関）からは、米国を除

く金融機関にとっては、FASBの減損モデルよりもIASBの減損モデルのほうが実態に合っていて良いというコメントがあった。

4. リース会計

今回のGPFでは、借手の会計処理の議論に集中し、リース会計の改訂公開草案に対する関係者のコメントに対応して、2014年1月のIASBとFASBの合同会議で提案された簡素化案の説明がなされ、それに対して参加者から意見が求められた。

① 基準設定の進め方

IASBは今年3月のFASBとの合同会議で改訂リース会計基準の方向性を決めようとしている。

（主な意見）

- 日本の作成者から、今年3月のFASBとの合同会議で、改訂リース会計の方向性について結論を出そうとしているが、改訂公開草案に対して多くの懸念が寄せられ、まだ関係者が合意できるような内容が固まっていない状況で、3月に結論を出すのは拙速であり、もっと時間をかけて市場関係者が納得できるように議論をするべきであるという意見が出された。
- また、IASBとFASBがリース会計について、異なる方向に進むことを懸念する意見や、新リース会計基準の対象範囲（スコープ）やリースの定義をもっと議論すべきという意見も出された。

② 少額リースの取扱い

1月の合同会議で提示された簡素化案で、IASBスタッフはリースをポートフォリオ・ベースで適用する案を支持している。これ以外

にスタッフとしては支持しないが、重要性のガイダンスを示す、少額リース及び非中核リースについて明示的に適用除外を求める、などの案も提示されている。

(主な意見)

- 複数の参加者から以下の意見が出された。全体として、提案されている重要性や少額リースの対応案で、コストや複雑性は一部緩和されるが、大幅に緩和されるとは思われない。重要性によるオンバランスの免除については、監査人を説得できるように運用するのは容易ではない。特に米国では重要性の運用は難しい。ノンコアを免除する案についても、何をノンコアと考えるかについて、運用が難しい。少額リースについて、一律に例えば特定の IT 製品を免除するのも運用が難しいだろう。少額の IT 製品については、多数を保有している場合に、全体として少額といえるかどうかということや、特定の事業所では重要性が出てくるかもしれないという問題がある。リースのポートフォリオ・ベースの適用によるコスト削減効果の有無は企業によって異なるだろう。

③ 3つの代替案

1月の合同会議で提案された3つの代替案は以下のとおりである。

- アプローチ1：すべての借手のリースをタイプA（ファイナンスを利用した使用权資産の購入）のリースとして会計処理（1モデル）
- アプローチ2：改訂公開草案類似した2モデル。不動産以外のリースはタイプAとし、大部分の不動産はタイプB（P/Lは各年度で同額）のリースとする。
- アプローチ3：現行のIFRS/USGAAPと同様の2モデル。重要なオペレーティング・リースはオンバランス

(主な意見)

- IASB スタッフと IASB 理事からは、1月の提案の3つの代替案の中では、アプローチ1が最もシンプルでその結果、コストも低いと考えているという説明があった。これに対し、参加者からはIAS第17号の2区分に作成者は慣れており、2区分は複雑ではないという意見が多かった。
- 3つのアプローチの中では、コスト・ベネフィットと実務の適用可能性の観点から、複数の参加者がアプローチ3を支持した。アプローチ1については、1モデルでシンプルではあるが、重要性や少額資産の判断の運用が難しく、コストと適用可能性に問題があることが指摘された。また、アプローチ1は、最初の公開草案に対して指摘されたオペレーティング・リースの経済的実態を反映できていない点やコストの問題を解決できていないという指摘があった。なお、アプローチ2を支持する参加者はいなかった。参加者からは、リース会計については、抜本的な改革ではなく、現状の基準をベースにした改善を望む声が多く、この点でアプローチ3を支持する意見が最も多かった。
- 米国の作成者からはアプローチ1の派生的な案として、1モデルで、すべてのリースを改訂公開草案のタイプBの会計処理で行うことが提案された。P/L上、費用は各会計期間に同額で認識するが、これがリースの経済実態に合っているというのがこの提案の理由である。
- 日本の作成者から以下のコメントがあった。アプローチ1またはアプローチ2を選択する場合は、重要性の閾値を示した大きな適用除外（例えば非流動資産の5%）を設定しないと実務に適用が困難である。アプローチ3は実務の適用可能性の観点からは優れているが、理論的な検討がさらに必要であり、ま

た、オペレーティング・リースのP/LやB/Sの計上金額の具体的な計算方法が明確にされていないので、設例を作って明示してほしい。もし、改訂公開草案のタイプBの計上方法より大幅に簡素化されているのであれば、アプローチ3を支持できるが、改訂公開草案と大きく異なる内容であるので、デュー・プロセスの観点からは3回目の公開草案を発行するのが望ましい。

- 欧州作成者から、アプローチ3について、P/L上は償却部分と利息部分を分けないが、リース関連の資産・負債の金額を計算するとき将来の支払リース料に対して金利を割引するのかという質問があった。これに対して、IASBスタッフからは、割引するという回答があった。これに対して、日本の作成者から、P/L上は金利を分けないのであれば、理論的には、リース関連の資産・負債を計算するときに割引せずに将来の支払リース料の総額で資産・負債を計上するという考えもあるというコメントがあった。

④ リース期間の定義

1月の合同会議では、簡素化案として、短期リースの定義を変更し、リース期間の定義と整合させることがスタッフから提案されている。

(主な意見)

- 日本の作成者より、リース期間の定義を短期リースの定義と整合させるように変更することはコストを下げるための改善ではあるが、改訂公開草案の背景に説明があったように、この表現が現行のIAS第17号の「合理的に確からしい (reasonably certain)」という表現と意味が変わらないのであれば、現行基準の表現に修正すべきであるという意見が出された。

⑤ リースとサービスの区分

会計基準の運用上、リースとサービスの区分が課題であり、今までに、(a)観察可能な独立価格がない場合、リース部分とサービス部分の金額を見積もる、(b)サービスの割合が小さい場合は全部を単一のリースとする、の2案が出されている。

(主な意見)

- リースとサービスから構成されている場合に、サービスの構成部分が小さい場合は、全体を単一のリースとして会計処理することを許容すると書いてあるが、逆のケースにも適用があることを明確にしてほしいという意見が北米の作成者より出された。具体的には、リースの構成部分が小さい場合は、全体を単一のサービスとして会計処理することを許容すべきであるという内容である。

5. IFRS 解釈指針委員会のアップデート

IASBスタッフから、最近のIFRS解釈指針委員会の活動が報告された。最近、IFRS解釈指針委員会の取り扱う内容が多く、活動が活発化している、また、最近公表されたIFRIC第21号「賦課金 (Levies)」が紹介された。

(主な意見)

- 米国の作成者から、IFRS解釈指針委員会の委員はボランティアとしての活動を行っているのに、取り扱う内容が多くなっており、委員の負担が大きくなっていないかというコメントがあった。委員には作成者、監査人、利用者から構成されているが、自分の仕事の一環として十分に時間を割ける監査人出身の委員の存在が議論をリードするバイアスになるリスクがあるという懸念が示された。
- IFRIC第21号「賦課金」と概念フレームワークの論点整理の関係について質問があっ

たが、IASB スタッフから、IFRIC 第 21 号は概念フレームワークの論点整理の条件付き負債のアプローチ 1:「厳格に無条件」(strictly unconditional)に相当するという説明があった。

6. 適用後レビュー：IFRS 第 3 号「企業結合」

IFRS 第 3 号「企業結合」の適用後レビューの主な論点について、議論がなされた。具体的な主な論点は、事業の定義、公正価値測定、のれんと無形資産の区分、のれんの非償却、非支配持分、開示である。

(主な意見)

- 事業の定義については、複数の参加者から、事業をどう定義するかによって、事業として取り扱うのか、資産の一部として取り扱うのかによって会計処理が異なってくるので、事業の定義の明確化を求める意見があった。
- 米国の作成者から、無形資産とのれんの区分は必要であるが、両者の区分によって、償却と非償却の取扱いが異なり、区分するのは容易ではないケースがあることが指摘された。また、のれんは償却されないので、無形資産として判別しないようにしようとするインセンティブが働くというコメントもあった。
- のれんの非償却については、日本の作成者からのれんの価値は時間の経過とともに減価していくものであり、日本基準のように、のれんを償却するほうが経済実態に合致するという意見が出された。他の参加者からは、のれんの非償却とセットになっている減損テストは複雑で、時間がかかっているという指摘があった。
- 非支配持分を時価評価する会計処理（選択肢）については、支配を獲得する時の単価と、それ以外の単価を測定することの難しさを指摘するコメントがあった。
- 開示については、日本の作成者から、企業結合についての開示の大幅な充実を求める利用者の意見が紹介されているが、開示フレームワークの議論を踏まえて、開示の効率化と有効化の観点から適正な開示レベルを検討すべきであるという意見が出された。他の参加者からは、企業結合に関する開示を避けるために契約期日を遅らせるケースのように、開示内容が企業行動に影響を与えるべきではないという意見が出された。

7. ハイパー・インフレーション経済下の会計

欧州作成者からハイパー・インフレーションの状態にあるベネズエラの子会社の会計処理について問題点が指摘され、議論がなされた。ベネズエラでは、ハイパー・インフレーションの状態にあるが、為替レートが管理されており、実態を反映していないため、業績を連結すると、実態より売上がかさ上げされてしまう。

(主な議論)

- 公式以外の実態を反映した為替レートを使用したかどうかという意見や、実態を反映した為替レートを適用した場合に発生する減損を認識したらどうかという意見が出されたが、アイデア・レベルの意見交換にとどまった。IASB 理事からは、IASB の途上国グループからも、同様の問題提起があり、研究プロジェクトの一部としてこのテーマを検討することも考えられるというコメントがあった。

8. 概念フレームワーク

① 概念フレームワークの論点整理へのコメントの概要

概念フレームワークの論点整理に対するコメントの概要が紹介され、議論がなされた。

(主な意見)

- 欧州の作成者から会計基準の開発にあたってはビジネスモデルを考慮する必要があることがあり、概念フレームワークでビジネスモデルの定義を示してほしいという指摘があった。これに対して、日本の作成者からは、ビジネスモデルの考え方は重要ではあるが、会計基準の開発において必須とまではいえないので、むしろ概念フレームワークでは純損益の定義の開発のほうを優先してほしいというコメントがあった。

② IFRS の基準がない場合の概念フレームワークの適用

IFRS の基準がない場合は、その次のレベルとして、概念フレームワークを参照して、会計処理を行うことになっているが、参加者に対して、実際の運用について照会があった。

(主な意見)

- 参加者からは、IFRS の基準がない場合に、概念フレームワークを参照して会計処理を決めるケースは稀であるという意見が多数であった。その理由として、概念フレームワークをベースにした会計処理の場合は、監査人を説得することが困難であることが指摘された。このような場合には、実務的には各国基準や米国基準を参照することが多く、そうすれば監査人も納得しやすいことが指摘された。

③ 料金規制の場合の資産・負債の計上

IFRS では料金規制産業についての会計基準がない。今回は料金規制産業の企業の場合に、当期に損失や余剰利益が出た場合に、翌期に値上げまたは値下げがなされ、調整される場合があるが、このような場合、翌期に期待できる収益や損失について、資産または負債を当期に計上できるかについて概念フレームワークの観点で議論がなされた。

(主な意見)

- 翌期に値上げまたは値下げがなされるとしても、翌期の売上金額を合理的に見積もることが困難であれば、資産や負債を計上するのは困難であるという意見が複数の参加者から出された。
- 中南米の作成者からは、IFRS に料金規制産業の会計基準がないことは IFRS の適用の障害になっており、米国基準のように、一定の要件を満たす場合は資産計上を認めるべきというコメントがあった。
- 日本の作成者からは資産・負債の計上にあたっては、慎重性の原則を適用し、資産計上のハードルは負債計上のハードルより高くすべきであるという意見が出された。

9. おわりに

リース会計の改訂については、今回の世界作成者会議（GPF）以降の3月のIASBとFASBの合同会議で、それぞれが暫定合意したが、残念ながらコンバージェンスを図ることができなかった。

借手の会計モデルについて、IASBはアプローチ1で暫定合意し、FASBはアプローチ3で合意した（各アプローチについては、4.「リース会計」③「3つの代替案」参照）。また、借手の少額リースについて、両ボードは重

要性に関する具体的な要求事項は含めないことと、リースのポートフォリオによる簡便法のガイダンスを含めることで、暫定合意した。少額資産のリースに係る認識及び測定免除を明示的に提供する点については、IASBのみが暫定合意した。

3月の合同会議におけるIASBの暫定合意について、作成者の観点からは、タイプAリースによる1本立てのアプローチ1では、重要性の手当てがなされておらず、少額資産の免除による実務負担の軽減が十分でなく、実務対応が難しく、支持することで困難である。一方、FASBの暫定合意については、タイプBのオンバランスの会計処理が簡便的にできるという前提であれば、現行のリース会計をベースにした改善であり、作成者のコストや適用可能性への配慮が認められるので、評価できると考えている。

リース会計の改訂について、IASBとFASBは、今後、合同の再審議を継続し、コンバージェンスが可能かどうか検討する予定だが、借手の会計モデルについて、両者の考え方の隔たりは大きく、コンバージェンスを図ることができかどうかは現時点では不明である。リース会計の改訂については、IASBとFASBがコンバージェンスを図ることを強く望むとともに、市場関係者が納得できるような基準設定のデュー・プロセスの確保を行うことも重要である。